

民生委員の一斉改選について

(参考) 令和4年版「民生委員・児童委員及び主任児童委員改選の手引き」より抜粋後、加筆

●推薦にあたっての一般方針について

- (1) 民生委員の資格要件は、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているが、民生委員の本分（法第1条）、努力目標（法第2条）、職務内容（法第14条）、職務遂行上の心構え（法第15条）、及び職務上の地位の政治的目的への利用禁止（法第16条）に関する諸規定の趣旨も十分考慮のうえ、適格者の推薦に努めること。
- (2) 民生委員・児童委員及び主任児童委員（以下「民生委員等」という。）の役割は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものであるため、この役割を十分に担える者とする。
- (3) 民生委員は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童委員に充てられることになっているため、児童委員としても適当な者を推薦するよう特に考慮すること。
- (4) 現任の民生委員等を再び推薦する場合は、これまでの活動実績を十分勘案すること。

●民生委員・児童委員及び主任児童委員の適格要件について

推薦にあたっての一般方針を踏まえて、民生委員等の適格要件を具体的に記述すると、概ね次のとおりとなる。

- (1) 当該市議会の議員の選挙権を有する者
(日本国民で満18歳以上であり、引き続き3か月以上 甲府市に住所のある者)
- (2) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (3) その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- (4) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- (5) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- (6) 児童及び妊産婦の保護、保健その他の福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

なお、主任児童委員に指名されるべき者は、民生委員等の適格要件に該当し、かつ次に掲げる基準に照らして主任児童委員としてふさわしい者であることも必要である。

- (1) 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
- (2) 学校等の教員の経験を有する者
- (3) 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
- (4) 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者

●年齢について

民生委員等が地域社会の信頼を得、住民の期待に応えるためには、活発な行動力と柔軟な指導力を持ち、将来にわたって積極的な活動を行える適任者の確保が強く要請されていることから、推薦にあたっては、下表の年齢基準を原則とするよう努めることとしているが、昨今の少子高齢化や地域の実情に鑑み、年齢基準を超える方の推薦も可とする。

なお、地域の実情等により、推薦する民生委員等の年齢が下表の基準を上回った場合には、「民生委員・児童委員推薦理由書」を必ず添付すること。

民生委員・児童委員（主任児童委員）年齢基準

委員の種類	年齢の基準（新任・再任ともに）
民生委員・児童委員	75歳未満（昭和25年12月2日以後に生まれた者）
主任児童委員	55歳未満（昭和45年12月2日以後に生まれた者）

●男女比について

民生委員等の推薦に当たっては、男女比に極端な偏りがないよう留意すること。

また、主任児童委員においては、特に女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。

（参考）甲府市における一斉改選状況（令和4年一斉改選時点の人数等）

□民生委員（平均年齢 68.95 歳）

	人数	比率
男	186人	47.1%
女	209人	52.9%
計	395人	

□主任児童委員（平均年齢 58.96 歳）

	人数	比率
男	16人	27.6%
女	42人	72.4%
計	58人	